

青森県報

号外第四十四号

令和六年
七月五日
(金曜日)

目 次

○青森県特定都市河川浸水被害対策法施行条例……………	(河川砂防課) ……二
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……三
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) ……五
○青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) ……六
○青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……八
○青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉課) ……九
○青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課) ……九
○青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一〇
○青森県病院事業条例の一部を改正する条例……………	(病院局) ……三

青森県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十四号

青森県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第二条 法第三十八条第三項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置については、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)第二十七条に規定するところによるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第三条 法第四十五条第一項の規定による保全調整池の標識の設置については、省令第三十三条に規定するところによるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第四条 法第五十四条第一項の規定による貯留機能保全区域の標識の設置については、省令第四十条に規定するところによるものとする。

(雨水貯留浸透施設等の標識の設置に係る法令が改正された場合の措置)

第五条 前三条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合における前三条の規定の適用については、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められたときにあつては、当該経過措置の例により、当該経過措置が定められないときにあつては、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

(施行事項)

第六条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十五号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)による改正後の」及び「。以下「新認定こども園法」という。」を削り、「青森県子ども・子育て支援推進会議」を「青森県こども・若者支援推進会

議」に改める。

第十一条の見出しを「（青森県子ども・若者支援推進会議の部会）」に改め、同条第一項中「青森県子ども・子育て支援推進会議に、新認定子ども園法」を「青森県子ども・若者支援推進会議に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、同条第六項中「青森県子ども・子育て支援推進会議」を「青森県子ども・若者支援推進会議」に改める。

別表第一青森県子ども・子育て支援推進会議の項を次のように改める。

<p>青森県子ども・若者支援推進会議</p>	<p>子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項の規定により定める県におけることも施策についての計画に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の規定により、県子ども・子育て支援事業支援計画に関し同法第六十二条第五項に規定する事項を処理し、並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、並びに子ども及び若者の支援に関する</p>	<p>会長 委員</p>	<p>一 子ども若しくは若者又はこれらの保護者 二 市町村長 三 事業主を代表する者 四 労働者を代表する者 五 子ども又は若者の支援に関する事業に従事する者 六 学識経験を有する者</p>	<p>二十人以内</p>	<p>二年</p>	<p>委員の互選</p>
------------------------	--	------------------	---	--------------	-----------	--------------

重要事項を調査審議すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第一の青森県子ども・子育て支援推進会議及びその委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第一の青森県子ども・若者支援推進会議及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「子ども・子育て支援推進会議委員」を「子ども・若者支援推進会議委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）第一条第四十九号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第一条第四十九号及び別表第三

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十六号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第二の一の項中「別表の九十一の項」を「別表の百二十三の項」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の二の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の六の項中「別表の十九の項」を「別表の二十七の項」に改める。

別表第三の一の項中「別表の九十一の項」を「別表の百二十三の項」に改め、同表の二の項中「別表の十五の項」を「別表の二十三の項」に改め、同表の三の項中「別表の六十三の項」を「別表の九十五の項」に改め、同表の五の項中「別表の二十六の項」を「別表の三十八の項」に改め、同表の六の項中「別表の九十一の項」を「別表の百二十三の項」に改め、同表の九の項中「別表の二十七の項」を「別表の四十の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表第一号ホ中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改める。

附則第四条の八第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十項まで」に改める。

附則第八条の四の四を附則第八条の四の五とし、附則第八条の四の三の次に次の一条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第八条の四の四 第五十六条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令附則第六条に規定する金額をいう。次項において同じ。）が十億円を超えるものを除く。）」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

附則第九条の二の五第一項第一号中「船舶の使用者」を「船舶（政令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）の使用者」に改め、同項第二号中「附則第十条の二の二第一項」を「附則第十条の二の二第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の二第三項」を「附則第十条の二の二第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第五項」を「附則第十条の二の二第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第五号中「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第五項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改める。

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号

までに掲げる寄附金及び」に改める。

第五十六条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「(以下において「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同号口に次のように加える。

- (1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令第十条の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))が五十億円を超える法人(口に掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして政令第十条の三に規定するものを含む。))をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該特定法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合又は政令第十条の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち政令第十条の五に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。))又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの
- (2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。))と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係がある

こととなるとき又は政令第十条の四第二項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当
又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

第五十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)
又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定(次号に掲げる判定を除く。)

第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、法第七十二条の二十九第
一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人
に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場
合には、当該他の法人の設立の日)

第五十七条の二第一項ただし書及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。

第七十六条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第七十六条の三第一項ただし書中「次条」を「次条第一項」に、「又は」を「」に、「特定公益信託等」を「公益信託」に、「」の
「次条第一項において同じ。」又は加入者保護信託(同号に規定する加入者保護信託をいう。の)に改める。

第七十六条の三の二の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託(以下この条におい
て「法人課税信託等」という。)の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項

までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第三条の二の二を削る。

附則第三条の二の三中「第十項」を「第十二項」に、「第十一项」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を含む」を「者を含む。次項において同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の規定の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第三条の二の三を附則第三条の二の二とする。

附則第八条の四の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の四の四の二 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）

の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同法第二十四条の二第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画

（同法第二十四条の三第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして法附則第八条の三の四第一項の総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下こ

の条において「特別事業再編」という。）のための措置（産業競争力強化法第二条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち法附則第八条の三の四第一項に規定する総務省令で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第五十六条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第五十六条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第八条の四の四の二に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

附則第八条の四の五及び第八条の六の二を削る。

附 則

1 この条例は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一

条中青森県税条例第四十九条第一項の表第一号ホの改正規定は公布の日から、第一条中同条例附則第四条の八第二項の改正規定は令和七年一月一日から、第一条（同号ホの改正規定及び同項の改正規定を除く。）並びに附則第三項、第四項及び第九項の規定は同年四月一日から、第二条中同条例第五十六条第一項第一号ロ及び第二項の改正規定並びに同条例附則第八条の四の四の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は令和八年四月一日から、第二条中同条例第三十九条の二第三号の改正規定並びに同条例附則第三条の二の三の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに次項の規定は同法の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。附則第七項において「所得税法等改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第二条の規定による改正後の青森県税条例第三十九条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

3 第一条の規定による改正後の青森県税条例附則第八条の四の四の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の青森県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、同日の前の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日まで間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る第一条の規定による改正後の青森県税条例附則第八条の四の四の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の

開始の日の前日から青森県税条例の一部を改正する条例（令和六年七月青森県条例第三十七号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

5 第二条の規定による改正後の青森県税条例第五十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに附則第八条の四の四及び第八条の四の四の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の青森県税条例第五十六条第一項第一号ロ（第二条の規定による改正後の青森県税条例附則第八条の四の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に同法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について同法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額

(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

7 第二条の規定による改正後の青森県税条例第五十七条の二第一項ただし書及び第三項の規定は、公益信託に関する法律の施行の日以後に効力が生ずる所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十二条第四項第二号に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この項及び次項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

8 第二条の規定による改正後の青森県税条例第七十六条第一項、第七十六条の三第一項ただし書及び第七十六条の三の二の規定は、公益信託に関する法律の施行の日以後に効力が生ずる同項ただし書に規定する公益信託(移行認可を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

9 第一条の規定による改正後の青森県税条例附則第九条の二の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十八号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（令和五年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「核燃料の挿入」の下に、「特定使用済燃料の貯蔵」を加え、同号を同条第十五号とし、同条中第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 特定使用済燃料の貯蔵 規制法第四十三条の四第一項の使用済燃料の貯蔵をいう。

第二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 使用済燃料貯蔵事業者 規制法第四十三条の四第一項の許可を受けた者をいう。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 当該使用済燃料貯蔵事業者

第四条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料（規制法第四十三条の四第一項の使用済燃料をいう。以下同じ。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

第四条第四項中「第一項第五号から第七号まで」を「第一項第四号及び第六号から第八号まで」に、「使用済燃料の貯蔵」を「特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、使用済燃料の貯蔵」に改め、同条第七項中「原子炉設置者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加え、同項第一号中「第四十三条の三の五第一項の許可が取り消された場合」の下に「、規制法第四十三条の十六の規定により規制法第四十三条の四第一項の許可が取り消された場合」を加える。

第五条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき六百二十

円

第十一条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「同条第九号」を

「同条第十号に規定する特定使用済燃料の貯蔵に係る規制法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同条例第二条第十一号」に、「同条第十号」を「同条第十二号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に、「同条第十二号」を「同条第十四号」に改める。

附則第三項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改める。

附則第四項中「第五条第五号」を「第五条第六号」に改める。

附則第五項中「第二条第十二号」を「第二条第十四号」に、「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に、「第五条第七号」を「第五条第八号」に改める。

附 則

1 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例の規定中特定使用済燃料の貯蔵（同条例第二条第十号に規定する特定使用済燃料の貯蔵をいう。以下同じ。）に係る核燃料物質等取扱税に関する部分は、この条例の施行の日以後に行う特定使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税について適用する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十九号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定業務施設に」を「特定業務施設等に」に改める。

第一条第一号中「（以下「特定業務施設」を「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（以下「特定業務施設等」に改め、同条第六号中「特定業務施設に」を「特定業務施設等に」に改める。

第二章第一節の節名中「特定業務施設に」を「特定業務施設等に」に改める。

第二条中「期間（次条第一項において「対象期間」という。）内に」を「間に」に、「間に、特定業務施設」を「期間（次条第一項において「対象期間」という。）内に、特定業務施設等」に改める。

第三章第三節の節名中「特定業務施設に」を「特定業務施設等に」に改める。

第十八条第一項中「特定業務施設を」を「同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設を」に改め、同条第二項第一号中「特定業務施設の」を「特定業務施設等の」に改める。

附則第四項中「特定業務施設に」を「特定業務施設等に」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定は、令和六年四月十九日（以下「適用日」という。）以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した同条に規定する認定事業者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用する。

3 改正後の条例第十八条の規定は、適用日以後に同条第二項第一号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した同条第一項に規定する認定事業者に対する不動産取得税及び固定資産税について適用する。

4 改正後の条例附則第四項の規定は、適用日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十一号

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十二号

青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例

青森県療育福祉・医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一診療料の項中「算定方法並びに」を「算定方法、」に、「により」を「並びに保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年九月十二日厚生労働省告示第四百九十六号）により」に改め、同項の次に次のように加える。

特定先発 医薬品料	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年三月六日厚生労働省告示第百七号。以下「揭示事項等」という。）第一の一の三に規定する額に知事が定める額を加算した額
--------------	--

別表第一に備考として次のように加える。

備考 特定先発医薬品料は、揭示事項等第一の一の二に規定する療養に係る揭示事項等第一の一の三に規定する先発医薬品の処方等又は調剤が行われた場合に、診療料に加算して徴収する。

別表第二障害児通所支援料の項及び障害児入所支援料の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表療養介護料生活介護料短期入所料施設入所支援料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十二号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項を次のように改める。

診療料	
<p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）その他の法令の規定により保険給付として行われ、又は公費の負担を受ける診療（以下「保険給付等診療」という。）（口に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 保険給付等診療のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養の給付として行われる診療</p> <p>ハ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約により損害の全部又は一部が填補される障害についての診療</p> <p>ニ イからハまでに掲げる診療以外の診療</p>	<p>診療報酬の算定方法（平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号）中別表第一医科診療報酬点数表に係る算定方法及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年九月十二日厚生労働省告示第四百九十六号）（以下「診療報酬算定方法等」という。）により算定した額</p> <p>知事が定める額</p> <p>診療報酬算定方法等により算定した額の倍額</p> <p>診療報酬算定方法等により算定した額に知事が定める額を加算した額</p>

別表診断書料の項の前に次のように加える。

<p>特定先発医薬品料</p>	<p>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年三月六日厚生労働省告示第七七号。以下「掲示事項等」という。）第一の一の二に規定する療養に係る掲示事項等第一の一の三に規定する先発医薬品</p>	<p>額 掲示事項等第一の一の三に規定する額に知事が定める額を加算した額</p>
-----------------	--	--

別表に備考として次のように加える。

備考 特定先発医薬品料は、この表に掲げる先発医薬品の処方等又は調剤が行われた場合に、診療料に加算して徴収する。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。



青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十四号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表入院室料の項の次に次のように加える。

<p>特定先発医薬品料</p>	<p>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年三月六日厚生労働省告示第七七号。以下「揭示事項等」という。）第一の一の二に規定する療養に係る揭示事項等第一の一の三に規定する先発医薬品</p>	<p>揭示事項等第一の一の三に規定する額に病院事業管理者が定める額を加算した額（助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、揭示事項等第一の一の三に規定する額）</p>
-----------------	--	--

別表の備考中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 特定先発医薬品料は、この表に掲げる先発医薬品の処方等又は調剤が行われた場合に、診療料に加算して徴収する。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭